

指摘事項②-1

経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準(抜粋)①

II. 技術に関する事業評価

II-1 プロジェクト評価

【事前評価】

1. 事業の目的・政策的位置付け

- (1) 事業目的は妥当で、政策的位置付け(上位の施策における位置付け)は明確か。
- (2) 官民の役割分担は適切か。
- ※ 事業目的の妥当性、政策的位置付けを技術戦略マップを用いて説明し、官民、国と地方公共団体、他省庁との役割分担についても記述すること。目標(目指す結果、効果)については、技術戦略マップのロードマップとの整合性を説明すること。

2. 研究開発目標の妥当性

- ①目標(目指す結果、効果)は、具体的かつ明確か。
- ②目標達成度を測定・判断することが容易な指標が設定されているか。
- ※ 事業の進捗を示す指標については、技術戦略マップのロードマップ、技術マップを参考に設定すること。
- ③最終目標に至るまでのマイルストーンとして戦略的に中間目標が立てられているか。
- ※ 事業の目指す結果、効果については、技術戦略マップのロードマップとの整合性をとったマイルストーンを設定すること。
- ④中間・事後評価時期が明確に設定されているか。

3. 有効性・効率性等

- (1) 手段の適正性
- ①他の政策手段(事業を実施しない場合の影響を含む。)との比較検討において、提案する事業が最も優れている根拠が明確であるか。
- ②実施する事業が目的や目標の達成に役立つ根拠は明確か。
- ・目的達成のための妥当なスケジュール、予算となっているか。
 - ・事業終了後の実用化や事業化のシナリオは明確になっているか。
- ※ 技術戦略マップの導入シナリオを用いて、研究開発事業と関連事業の関係を説明すること。
- ・研究開発実施者の事業体制・運営は適切かつ妥当であるか。
- (2) 効果とコストに関する分析
- ・可能な限り、各選択肢についての社会的便益と社会的費用の比較(費用便益分析、費用効果分析、コスト分析等)が行われているか。定量的な評価が困難な場合

6

は、少なくとも、各々の想定される結果と長所・短所の定性的な比較に基づいて行う。

(3) 適切な受益者負担

- ・実用化、事業化のシナリオを踏まえて、事業者等が得る利益に応じて適切な負担を求める委託費や補助制度となっているか。

※知的基盤・標準整備等のための研究開発に特有の評価項目

- ・成果に公共性は見込まれているか。
- ・成果の公共性を担保するための措置が想定されているか、又は標準化した場合に得られる経済効果は十分にあるか。無差別に公開されるものであるか。
- ・公共財としての需要は見込まれているか。
- ・公共財整備のための技術を民間能力を活用して開発することの妥当性はあるか。
- ・成果を国際標準として提案する場合に、他国から賛同を得られる見通しはあるか。

【中間・事後評価】

1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性

- (1) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。
- ・事業の政策的意義(上位の施策との関連付け等)
 - ・事業の科学的・技術的意義(新規性・先進性・独創性・革新性・先導性等)
 - ・社会的・経済的意義(実用性等)
- (2) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。
- ・国民や社会のニーズに合っているか。
 - ・官民の役割分担は適切か。

2. 研究開発等の目標の妥当性

- (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。
- ・目的達成のために具体的かつ明確な研究開発等の目標及び目標水準を設定しているか。特に、中間評価の場合、中間評価時点で、達成すべき水準(基準値)が設定されているか。
 - ・目標達成度を測定・判断するための適切な指標が設定されているか。

3. 成果、目標の達成度の妥当性

- (1) 成果は妥当か。
- ・得られた成果は何か。
 - ・設定された目標以外に得られた成果はあるか。
 - ・共通指標である、論文の発表、特許の出願、国際標準の形成、プロトタイプの実作等があったか。

7